

# 大分大学知的財産ポリシー

平成16年 3月17日

評議会承認

## 前文

- I 基本的考え方
- II 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継
- III 知的財産等の管理・活用の推進
- IV 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方
- V 教職員や学生等の守秘義務
- VI 知的財産等の管理及び産学官連携の実施体制と責任
- VII 知的財産の取扱い等に関する異議申し立て手続き等

## 前文

大分大学知的財産ポリシーは、大分大学において生み出される発明をはじめとする知的財産に関する基本的な考え方とその運用についての基本的な施策について定めたものである。国立大学法人として発足した大学を取り巻く環境の変化は、その速度を増している。知的財産ポリシーも時代の趨勢や取り巻く環境の変化に対応して見直しをする必要が出てくる場合は、迅速に対応するものとする。

## I 基本的な考え方

### 1. 大学の使命・責務と運営方針

大分大学は平成15年10月に旧大分大学と旧大分医科大学が統合されて発足した。そして統合の基本理念として以下の4つを掲げている。

- ① 学生の立場に立つ大学づくりに努める。(学生本位の教育)
- ② 全学的に、創造的意識の高い大学づくりに努める。(創造性の向上)
- ③ 教育・研究の充実発展及び高度先進医療の開発により、国際的に高く評価される大学づくりに努める。(国際性の向上)
- ④ 大学と社会のコミュニケーションを積極的に推進し、社会貢献の拡充に努める。(社会貢献の推進)

この基本理念の中で「社会貢献の推進」は、地域に存立する大学が知の拠点として、本学における「知」の創造とその成果を積極的に人類社会に還元すること、すなわち「社会性の向上」を通じて、とりわけ地域社会の発展に貢献することを大学の使命・責務とするということを意味している。

本学は、教育福祉科学部・経済学部・医学部・工学部の4学部、教育学研究科・経済学研究科・医学系研究科・工学研究科・福祉社会科学研究科の5研究科、地域共同研究センター、ベンチャー・ビジネス・ラボラトリーなど11の学内教育研究施設及び地域連携推進機構などの組織・施設を設置・整備し、上記の使命・責務を全うするよう努めている。

## 2. 大学の社会貢献面での使命・責務と研究成果の育成・活用に関する考え方

### (1) 大学の社会貢献面での使命と責務

本学は、研究活動面における地域社会との連携・協力を全学的に取り組むべき使命の1つとして位置づけている。「社会貢献の推進」という本学の基本理念にそって、地域社会との双方向的コミュニケーションの積極的な推進により、社会貢献のより一層の充実発展を図ることが責務である。本学は、所属する個々の教員等の専門性にそった社会に対する貢献活動をその職務としてとらえ、これを積極的に評価し、その活動を支援する。

その具体的内容は、次の3点にまとめられる。

#### ① 知の創造とその成果の地域社会への還元

本学における知の創造とその成果を地域社会へ積極的に還元して、その持続的発展に貢献する。地域社会の諸課題や地域社会からの要請に主体的に対応することによって、知的創造をさらに推進する。

#### ② 創造的活動のためのネットワークの構築

大学と共生のパートナーである地域社会との多様な連携・協力の下に、地域社会が直面する諸問題の解決を図るために、「創造的活動」のための地域社会との緊密なネットワークを構築する。

#### ③ 地域連携へ向けた学内システムの整備

本学は、地域の研究機関・産業界・自治体等と協働して、地域社会との連携・協力へ向けた教育研究の充実や研究支援体制の整備等の全学的な基盤づくりを積極的に進める。

### (2) 研究成果の育成・活用に関する考え方と大学にとっての知的財産の位置付け

#### ① 研究成果の育成・活用

大分大学は、教員等の知財に対する意識啓発活動に積極的に取り組み、研究成果の知的財産化を積極的に推進する。また、知的財産を保護し、広く社会で使える技術に育成することが必要不可欠である。そして、これまで本学が蓄積してきた研究シーズを社会や産業界で活用できる技術として積極的に還元していくという「技術の社会化 (Technology Socialization)」あるいは「技術の商業化(Technology Commercialization)」を推進する。これにより、地域における産業の振興及び新産業・新ビジネスの創出に貢献する。

さらに、地域社会や産業界のニーズを積極的に発掘し、これらを本学の研究活動や創造活動に反映させていくという利用者側(demand side)に立ったニーズ指向の研究を推進することにより、その成果が再び社会に還元されるという「知的創造サイクル」の循環を積極的に推進する。

#### ② 大学における知的財産の位置付け

これまでは、教員の発明等の知的財産は、国の研究費や設備の使用に基づくものであっても、原則的には個人に帰属されるか、あるいは共同研究の相手先に無償で提供されるなど、個人的な対応に委ねられていた。その結果、大学の優れた有形無形の知的財産が組織的に管理・活用がなされてこなかったために、その成果を大学自身が組織として社会へ還元するという機能が十分に果たせなかった。

従って、本学の使命のひとつを社会貢献とりわけ地域貢献とする基本的な考えに基づいて、本学で生み出される知的財産については、原則として大学に帰属させ、その活用を図ることができ

るように、機関として、一元的に管理・活用を図るものとする。なお、特別な事情があると大学が認める場合や大学に帰属した特許等を全て維持管理することが運用上困難な場合には、発明者等個人に帰属させるか、又は一旦大学に帰属した発明を発明者等に戻す道も残しておくこととする。これは“大学の社会貢献を推進する”という理念に立って、個々の社会貢献を推進する大分大学教員の活動を支援するという立場で、機関帰属を進めるものであり、“大学での管理・活用”そのものが目的となるものではない。

### (3) 大学における教育・研究との関係

高等教育機関として、「知」の伝達としての教育は、大学の存在基盤の根幹に関わる。教育と並んで、「知」の創造としての研究も、大学の根幹に関わる基本的な使命である。国際的に通じる教育水準を維持するためにも、教員による研究の恒常的推進が欠かせない。今後、本学が個性的で魅力ある大学として持続的に発展するためには、特色ある独創的な研究成果が、「知」として大学から社会に発信され、還元されていくことは、先進的な教育の実施と共に必要不可欠な要件である。

創出された特色ある独創的な研究成果が、社会から評価され、知的財産として活用されることを通じて、教員の研究活動の活性化やパワーアップが図られ、そこから新たな「知」が生まれる契機となる。それはまた教育水準の質的な維持・向上にもつながり、良循環を形成することになる。

このように、大学の基本的な使命である成果(outcomes)を生み出す源泉となる教育・研究と、その役割や意義を高めることに通じる成果活用である社会貢献は、相互に影響を及ぼし合う不可分の関係である。

## 3. 社会貢献面での教職員等の使命と責務

### (1) 社会貢献面での教職員等の使命と責務

教育・研究に続く大学の第三の使命は、「社会への貢献」である。社会から求められるものは、大学が創出した「知」を社会に還元することである。従って、大学の組織の一員である教職員等は、自らの学術研究等の成果を最大限、知的財産として保護・育成し、社会で活用することに貢献する基本的責務を負っている。従って教員は、研究成果を知的財産の保護、育成・活用を自らの課題として意識し、最大限、積極的に対応していくことが必要である。公的資金による施設設備や研究資金を基盤にして行っている教員の研究内容や研究活動の成果について、国民の理解が得られるように常に配慮しなければならず、またそれらに関する説明責任がある。

こうした研究成果等を通じての社会への貢献は、教員においては、教授内容を深めるばかりでなく学術研究の刺激や達成感の充足及びその対価に伴う教育・研究環境の改善にもつながることとなり、基本的な使命である教育・研究のより一層の充実が図られる契機になる。さらに技術の発明者として、その独創性に対して社会からの認知と賞賛が得られるとともに、研究資金の獲得にもつながり、研究活動への大きなインセンティブとなる。また、教職員等にとっても、知的財産の活用により、社会との連携が緊密になり、社会との双方向のコミュニケーションが拡大し、社会のニーズを把握する上で効果が大きく、教育・研究活動支援における意欲の向上につながる。

その一方で、教育あるいは研究業務における“社会貢献”が利益相反あるいは責務相反を生じる可能性があり、これについては別途ガイドラインを設けるものとする。また、産業界との共同研究等において、関係する教職員、学生等は守秘義務等、契約の履行には十分注意を払わなければ

ばならない。

また、知的財産に対する教職員等の意識を啓発するために、その保護・育成・活用及び起業化マインドの醸成などに関して、全学的な啓発普及活動を推進していく。また、学生に対しても講義等で知的財産制度に関する基礎的知識が修得できるようにカリキュラムの編成を行う。

#### (2) 社会貢献面における教職員の評価

研究成果の活用を通じて、大学に期待される第三の使命としての「社会への貢献」を果たして行くために、教職員の業績評価において、教育・研究活動の評価のほか社会への貢献を加え、多面的な評価を行うものとする。

評価に当たっては、教員による知的財産等の創出を、これまで研究業績評価において採られることの多かった論文数の多寡に依るというように、単に出願等の件数の多寡だけでなく、成果の活用の効果や社会への影響度の大きさ（Impact Factor）などを評価尺度として重視する。すなわち、特許等のいわゆる知的財産のみで、その活動を評価するのではなく、大学教員が有する広義な知的リソースで社会に貢献しているのかについて評価をするものとする。

また、職員においては、専門性を高く評価し、さらに当該分野の専門家の育成や、知的財産の技術移転の実績などについて十分評価するものとする。

#### 4. 知的財産ポリシーの対象者

知的財産ポリシーの対象者は、本学の教職員、本学と雇用関係にある者、研究成果や発明に関して何らかの契約を交わしている者である。特に学生やその他大学と雇用関係にない者については、発明等の取り扱いについて別途、契約や規則等で契約関係を構成するものとする。

そのほか、教職員だった者及び雇用関係にあった者で在職及び雇用時の研究成果等が知的財産の対象となる場合や、研究成果や創作物等の知的財産が、専ら教員の指導や大学の施設設備の利用によらないと創出できないと考えられる場合が対象となる。下記の者が対象者である。

- (1) 教員（非常勤を含む）
- (2) 職員（非常勤を含む）
- (3) 学生・大学院生
- (4) 非常勤研究員
- (5) 研究生
- (6) 本学が受け入れる民間等の共同研究員
- (7) 本学が受け入れる受託研究員
- (8) 本学退職者等

#### 5. 知的財産の範囲

知的財産の範囲は以下のとおりである。

- (1) 特許及び実用新案権
- (2) 意匠権
- (3) 商標権
- (4) 回路配置利用権
- (5) 著作権
- (6) 育成者権
- (7) ノウハウ
- (8) 有体物

## II 研究成果等に関する取扱いと権利の帰属・承継等

### 1. 特許及び実用新案権

#### (1) 発明の帰属に関する考え方

大学は知的財産等の発掘，取得，保護，情報発信，活用を，透明性・公平性を確保しつつ，効果的，戦略的，効率的に行うよう組織として対応する。このため，大学が具体的に研究の遂行を義務として認定し，大学から，あるいは公的に支給された研究経費を使用して大学において行う研究，又は研究のために大学が措置した施設設備を利用して行う研究等に基づき，教職員等が行った発明等（以下「職務発明等」という）については大学に帰属する。

ただし，特別の事情があると大学が認めるときは，発明者に帰属させることができる。

ここで，大学から，あるいは公的に支給された研究経費としては，国や地方自治体等が大学に対し特別に措置した研究経費，共同研究・受託研究に伴い大学が契約に基づき受け入れた研究経費，奨学寄附金，大学における経常的研究経費，その他，大学が何らかの形で教員に支給する経費及び科学研究費補助金等を指す。

#### (2) 発明の届出

知的財産ポリシーの対象者は職務発明等に該当すると思われる発明等を行ったときは，論文や学会等での発表前に大学に届け出なければならない。学内発表についても公知の対象であるので発表に際しては注意が必要である。本学は特許法第30条第1項の規定に基づく学術団体の指定を受けているが，本制度はあくまで本人によって出願前に発表された論文等が一定期間公知例として拒絶の対象にされないという効果を持つに過ぎないものである。従って本人の出願前に他人の出願があった場合には特許の取得ができない点や、欧州特許庁をはじめとした国・機関への特許出願においては，本人の論文発表により新規性を喪失している（公知）と扱われる点に留意する必要がある。

#### (3) 発明の評価と承継手続き

大学は，発明等の届出があったときは，知的財産本部内の評価委員会に対し，発明等に関する事項を諮問する。評価委員会は大本大学の指定技術機関である有限会社大分 TLO の助言に基づき評価を行う。発明委員会はその報告に基づき職務発明等の該当の当否，及び大学が承継するかどうかを決定する。大学は，当該発明等に関する決定を行ったときは，当該発明者に遅滞なく通知する。

#### (4) 発明の取り扱い

大学は，承継した職務発明等の権利について，速やかに出願を行うものとする。評価委員会は適切な時期にあらためて再評価を行い，その権利を維持するか，あるいはその権利の譲渡，放棄を行うかを判定する。

### 2. 意匠権

意匠権については，今後別途定める。

### 3. 商標権

商標権については，今後別途定める。

#### 4. 回路配置利用権

半導体集積回路の回路配置利用権の取扱いについては、プログラム等著作権の取扱を参考にしつつ、必要に応じて検討する。

#### 5. 著作権

大学においては様々な著作物が創作されている。このうちデータベース及びプログラム（以下、「プログラム等」という）については、単独で、あるいは他の知的財産等との組み合わせにより技術として利用されることが多いことから、大学において作成されたものであって、産業の利用が見込まれるものについては、組織的な管理・活用を図ることが望ましい。

従って、大学における研究の結果生じたプログラム等の著作権については、以下のように取り扱うこととし、取扱いについて別に学内規則等で定める。

①大学から、あるいは公的に支給された何らかの研究経費を使用して大学において行った研究又は大学の施設を利用して行った研究の結果生じたプログラム等については、学術目的、産業利用目的を問わず、以下の場合には大学に届け出なければならない。

(a)当該プログラム等を公表もしくは学外に移転する必要がある場合

(b)当該プログラム等に関する他の知的財産等を創造した場合

②大学は届出を受けた場合に、以下について検討を行い、取扱いを決定する。

(a)当該プログラム等が職務著作に該当するかどうか

(b)職務著作ではない場合には、当該プログラム等を大学が管理するかどうか

③上記②(a)に該当する場合、大学による適切な管理が必要である。また、②(b)に該当する場合には、個別に契約により大学が著作権を承継することを検討する。

大学における教育・研究の過程で学生等が教員と共同で創作したプログラム等についても同様に扱う。

#### 6. 育成者権

育成者権については、今後別途定める。

#### 7. ノウハウ

ノウハウについては、今後別途定める。

#### 8. 有体物

(1) 研究開発成果としての有体物の取扱いに関する基本的考え方

・有体物の帰属

研究開発成果としての有体物は、原則として大学に帰属する。

・有体物の範囲

有体物の範囲は、以下の①から④に該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物（論文、講演その他の著作物に関するものを除く）である。

- ① 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達せしめたことを示すもの
- ② 研究開発の際に創作又は取得されたものであって、①を得るのに利用されるもの
- ③ ①又は②を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- ④ ①～③の対象について記録・記載した電子記録媒体、紙記録媒体

・有体物の活用

有体物は、大学及び研究者が研究開発の場で自由に有体物を利用できるよう、円滑な提供と適切な取扱いを確保する。また、有体物は適切な契約により産業利用に提供し、これによって得られる利益が大学及び大学教員等に還元されるように配慮する。

(2) 有体物の具体的取扱い

・届出

大学において創出される有体物については、学外への移転が必要になった場合や、具体的利用価値が認められた場合は、学内の規定に基づく手続きに従い大学に届け出るものとする。

・管理体制

大学による組織としての管理のもと、研究者が有体物の保管にあたる。

・利用

① 研究開発のための利用

- ・研究開発のための利用は原則自由とする。ただし、法令に反する場合、個人のプライバシーを侵害する可能性がある場合、利用者に適切な管理をする能力がない場合、複製できないものの場合、無断で第三者に提供する可能性がある場合等適当でない場合には利用を認めない。
- ・利用手続きは、研究者が大学の了承を得て行う。その際、研究材料提供契約を結ぶものとする。
- ・提供価格は、無償又は実費を上限とする。
- ・提供を受けた者が提供された有体物を利用して新たな知的財産権等を創出した場合の取扱いについては、予め研究材料提供契約書に規定しておく。

② 産業利用

- ・産業利用のための提供にあたっては、原則有償とする。その際、研究材料提供契約を結ぶものとする。
- ・研究材料提供契約書には、利用により得られた利益の大学への還元、提供を受けた者が提供された有体物を利用して新たな知的財産権等を創出した場合の取扱い等を規定する。

・外部からの受入

大学教員等が研究の遂行のために有体物を外部から受け取る必要が生じた場合には、大学が機関として研究材料提供契約に基づき有体物を受け入れる。受け入れた教員等は、学内規定に基づき、有体物の保管と利用を行う。

### Ⅲ 知的財産等の管理・活用の推進

#### 1. 研究成果の実用化に向けた大学の義務

本学の知的財産ポリシーの対象者によってなされた発明を承継し、権利化して産業界に技術移転するためには、有限会社大分 TLO との連携によって迅速に進められる仕組みを構築することが本学の責務である。また、発明以外の知的財産についても同様である。このための具体的方策は別に定める。

また、教員は常に発明の実用化を目指した活動を展開し、大学はそういう個々の大学教員の活動を評価し、支援する。

承継した知的財産等の活用に対する教職員や学生の意識の啓発を行うと共に、所謂“知的創造サイクル”の実現に向け、インキュベータ等のインフラ整備など企業化の条件整備に努める。

大学は、職務発明等として届けられた知的財産の権利を承継し、指定技術移転機関である有限会社大分 TLO と連携して評価し、特許出願する。また、有限会社大分 TLO を通して企業等に実施許諾を行う。この場合、大学は有限会社 TLO の移転活動の状況をよく把握し、これを監視するとともに円滑な技術移転活動が進められるよう協力する。なお、有限会社大分 TLO が取り扱わないと判断する知的財産権についても積極的な運用に努める。

#### 2. 知的財産等の実施等に伴う創作者への補償

発明等の大学帰属に対する補償を発明者に対して行う。また、特許の実施許諾料などの収入が入った際には、発明者に対して還元するがこれに対する権利は、当該発明者が転職又は退職した後も存続するものとする。これらについては別途定める。

#### 3. 知的財産等の管理

知的財産の管理業務としては、特許の出願から登録までの手続き、特許権の維持管理と維持の是非の判断、特許維持費用の支払いとその手続き、権利侵害されたときの対処である。

有用な特許権は保有する一方で、価値を失ったと判断される場合は放棄する。特許権を放棄するのは、将来にわたって市場価値を失ったと判断したときである。この場合、知的財産本部は発明者と有限会社大分 TLO との協議に基づいて、判断を主体的に行う。それとともに知的財産本部は市場の状況を常に監視し、権利侵害に対応しなければならない。また、企業等との共同研究等で生じた知的財産に関する運用等が契約通りになされているかどうかについても有限会社大分 TLO との連携のもと、監視する。

大学が知的財産を発明者等に返す場合のガイドラインについては別途定める。

#### 4. 知的財産等の学術目的の利用

権利化された知的財産（この場合、特許以外に有体物、技術ノウハウ等を含む）の学術目的の利用は原則自由とする。しかし、この場合においても利用を申し出る機関と知的財産本部の間で守秘義務等を含む利用契約に基づくものとする。

### Ⅳ 共同研究・受託研究に伴う権利の帰属とライセンスの考え方

#### 1. 企業等との共同研究を実施する場合、生じた発明の帰属あるいは、特許権の権利配分の割合につ

いてはあらかじめ契約に定めておかねばならない。

2. 企業等からの受託研究によって作られた発明については、原則として大学に帰属するものとする。権利化された特許の優先実施権は一定の期間、当該企業等に与えられる。ロイヤリティ収入の配分や不実施補償に等に関する事項については個別の契約で定める。

## V 教職員や学生等の守秘義務

1. 産学官連携に伴い大学に組織として求められる守秘義務等に関する学内規定を制定し、その内容について啓発活動を行う。また、守秘義務等に関する契約等の内容について教職員や学生等に対し理解の浸透を図る。
2. 大学は組織として知的財産権として保護される以前の研究成果の取扱いに関する教職員や学生等の意識の啓発に努める。
3. 大学に提出された発明届出等については、出願公開までは大学として営業秘密として管理する。
4. 大学における研究から生まれる技術情報やノウハウ等についても、他の知的財産権と共に企業に移転する場合等は、研究者の意向も踏まえつつ必要に応じて営業秘密として組織が管理した上で移転することも考えられる。
5. 企業等の営業秘密を受け取る場合には、大学が機関としてこれを受け取り管理する。
6. 産学官連携に際して大学側から提供する情報について、守秘や営業秘密としての取扱いを相手先に求めることが適当な場合は、組織として対応し教員等を支援する。
7. 産学官連携に際しては、研究成果の発表が学術研究の発展に不可欠であることへの理解や、研究成果等の守秘については、必要最小限に留めた上で教員が成果を発表する機会を確保することなどを大学が相手方に求めることができる。
8. 発明者及び発明委員会の委員及び知的財産本部関係者は、当該発明等の内容等の事項について、必要な期間中その秘密を守らなければならない。ただし、大学と発明者が合意の上、公表する場合及び大学又は発明者の責によらずして公知となった場合は除く。

## VI 知的財産等の管理及び産学官連携の実施体制と責任

1. 知的財産本部
  - (1) 知的財産等の管理を主要な業務とする知的財産本部を組織する。
  - (2) 理事（副学長：社会連携担当）が、知的財産本部長を兼任し、知的財産の管理の責任を持つ。
  - (3) 知的財産本部は知財の発掘、特許の出願、維持、活用、移転及びそれに付帯する契約業務を行うほか、それに関連した業務を遂行するため部門を置く。

## 2. 学内外組織等との連携体制

- (1) 知的財産本部，地域共同研究センター，VBL，総合科学研究支援センター，その他の教育研究施設等が連携して産学官連携を推進するための体制をつくる。
- (2) 学部等は知的財産の創造をはじめとして産学官連携の実施について協力する。知的財産ポリシー，利益相反ポリシー，責務相反ポリシーの見直しや策定について知的財産本部と協力する。
- (3) 大分大学知的財産本部は有限会社大分 TLO を指定技術移転機関と見做し，発明情報の開示を行い，その市場性についての助言を受け，その権利の承継についての是非について諮問する。
- (4) 大分大学は有限会社大分 TLO と業務委託契約を行い，発明等の承継についての助言，大学帰属の発明の出願に関する支援，移転先の探索，技術移転契約等の支援を求める。

## VII 知的財産の取扱い等に関する異議申し立て手続き等

大学は，職務発明等の決定，承継，その他知的財産等の大学の取り扱いに不服のある教職員に対して異議申し立ての機会を与えるものとする。異議申し立ての手続きに関する事項については別に定める。